平成30年労第141号

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長(以下「監督署長」という。)が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

2 経 過

請求人は、昭和〇年〇月からA所在のB病院において看護婦(当時。以下同じ。) として勤務していたところ、同年〇月〇日、通勤途上の交通事故により「頚部捻挫、腰臀部打撲、両手打撲、左膝・両下肢打撲、外傷性神経因性膀胱、外傷性腰椎椎間板障害、調節障害」(以下「旧傷病」という。)を受傷し、その後療養して、平成〇年〇月〇日治癒(症状固定)した。

請求人は、治癒後障害が残存するとして障害給付を請求したところ、監督署長は、請求人に残存する障害が労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級の併合第10級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害給付を支給する旨の処分をした。

その後、請求人は、平成〇年〇月〇日からA所在のC病院において看護婦として勤務していたが、平成〇年〇月末頃から腰痛、右膝関節痛、足関節痛、背部痛、下肢のしびれ感等を覚えるようになり、同年〇月〇日、D病院に受診し「外傷性腰椎椎間板障害後腰痛症」(以下「本件傷病」という。)と診断された。

請求人は、本件傷病は業務上の事由によるものであるとして、療養補償給付及 び休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に発症した本件傷病は 旧傷病の再発とは認められず、また、業務に起因する新たな傷病とも認められな いとして、これらを支給しない旨の処分をした。請求人は、これらの処分を不服 として、労働者災害補償保険審査官(以下「審査官」という。)に審査請求をし たが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更に この決定を不服として再審査請求をしたが、当審査会は、平成〇年〇月〇日付け でこれを棄却した。

請求人は、その後も上記請求の後続期間について、数次にわたり療養補償給付及び休業補償給付を請求したが、監督署長は、これら全ての請求について不支給処分を行い、請求人は各不支給処分について審査請求及び再審査請求をしたが、いずれも棄却されている。

本件は、請求人が、平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの期間に係る 休業補償給付を請求したところ、監督署長は上記の後続請求として、同一の事由 によりこれを支給しない旨の処分(以下「本件処分」という。)をしたことから、 本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。

請求人は、審査官に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

請求人に発症した本件傷病が旧傷病の再発と認められるか、又は新たな業務上の 事由によるものと認められるか。

第5 審查資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

本件再審査請求に関して、請求人の提出資料及び主張を精査したところ、過去 数次にわたる再審査請求時の請求内容と同旨であり、当審査会においては、既に 棄却の判断を示しているところである。請求人の主張を裏付ける新たな証拠等も 認められないことから、当審査会において、従前と異なる判断を行う事情はなく、 本件傷病は、旧傷病の再発ないしは業務上の事由によるものとは認められないものである。

3 以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、 請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。